

現場代理人常駐義務の緩和について

■現場代理人の常駐義務緩和ができる場合

現場代理人の工事現場による運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制を確保することができると認められる場合には、現場代理人を工事現場に常駐させないことができます。

■現場代理人兼任ができる場合

次の（1）～（3）のいずれかに適合する工事の場合は、2件の工事の現場代理人を兼任することができます。

- (1) 建設業法施行令第27条第2項の規定により、同一の専任の主任技術者が管理するもの
- (2) 狛江市又は国、地方公共団体等の発注する工期の重複する請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）について、それらの工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者又は監理技術者が管理するもの。ただし、一方の工事が狛江市以外の発注する工事である場合、当該兼任について他の発注者の承認を得ていること。
- (3) 次のアからウまでの全ての案件を満たすもの
 - ア 兼任しようとする工事が全て狛江市
 - イ 兼任しようとする各工事の契約金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満であること。
 - ウ 兼任させようとする現場代理人が他の工事で建設業法第26条第3項に規定する専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。

■現場代理人の兼任の申請手続き

- (1) 「現場代理人兼任申請書」（様式第1号）に以下の必要書類を添えて、新たに現場代理人の兼任をさせようとする工事の監督職員に提出してください。
 - ・兼任したい工事の工事請負契約書（写）
 - ・発注者が狛江市ではない場合は、発注者の承認を得たことが確認できる書類
 - ・連絡員を下請負人から選定する場合は、請負人と下請負人との契約が確認できる書類（写）
- (2) (1)に基づき協議のうえ、兼任の可否「現場代理人兼任承認・不承認通知書（様式第2号）」により通知します。

■常駐緩和又は兼任する場合に注意すること

- (1) 兼任する場合は、連絡員の配置をし、各工事現場の連絡を確実に行うこと。
- (2) 兼任するいずれかの工事現場に駐在すること。
- (3) 工事現場を離れるときは、監督員と常に連絡が取れる体制を確保すること。
- (4) 不在となる工事現場においては、特に安全監理等に努めるよう対策を講じること。
- (5) 現場代理人は、常駐を要しないときであっても、契約上の職務を免じるものではないことに留意すること。
- (6) 現場代理人の常駐義務の緩和により、建設業法第26条第3項に規定する監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意すること。